

第5部 湧水町災害時受援計画（案）

第1章 総 則

1. 湧水町災害時受援計画の目的

湧水町災害時受援計画（以下「受援計画」という。）は、大規模災害発生時に、本町が応援を受ける際の要請の手順、応援に使用する活動拠点等をあらかじめ整理することにより、国、県、防災関係機関（警察、消防、自衛隊）などの広域的な応援や他の自治体等からの応援を迅速かつ効率的に受け入れることを目的とする。

2. 受援計画の位置付け

この受援計画は、湧水町地域防災計画等で作成を位置付けた「応援の受入体制の確立」に関する計画であり、国の防災基本計画で地方公共団体の地域防災計画に位置付けるよう努めるものとされた計画である。

3. 基本的な考え方

大規模災害発生時は、この受援計画に基づいて速やかに応援を受け入れ、効率的、効果的に災害応急対策を実施する。

また、災害の規模や収集した災害情報等に応じた柔軟な対応に留意する。

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画等、既定の応援制度により応援調整が図られる分野については、他機関との調整が不要な場合、当該計画や協定等に基づくものとする。なお、この受援計画は、訓練を通じた検証や関係機関の体制の変更等に応じて適宜見直すものとする。

4. 定 義

この計画における用語の意義は、次のとおり。

- | |
|--|
| <p>① 拠点施設
本部拠点、活動拠点、物資拠点の施設をいう。</p> <p>② 本部拠点
被災地近傍に設置され、県の現地対策本部や町の災害対策本部、リエゾンオフィスとなる拠点をいう。</p> <p>③ 活動拠点
被災地近傍に設置され、防災関係機関の集結・宿営等に提供する拠点をいう。</p> <p>④ 物資拠点
被災地近傍に設置され、被災地への支援物資等の受入れ・保管・出荷を行う拠点をいう。</p> <p>⑤ 支援要員
各課（局）から差出し（支援）を受けて編成する職員をいう。</p> |
|--|

第2章 受援組織

1. 全 般

大規模・広域災害が発生した場合、町及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。このため、町は、県及び市町村相互の応援により、防災関係機関等とあらかじめ十分な協議を行い相互応援の体制を整える必要がある。

2. 応援受入れ体制確立の方針

町は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を具体化して事前の準備に万全を期する。

3. 組織の編成等

大規模・広域災害発生時は、迅速かつ円滑な応援の受入れのため、次の組織を中心として、災害時の広域受援体制を構築する。

(1) 町災害対策本部等

ア 町災害対策本部

町災害対策本部は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、災害応急活動を行う。

受援に関する主な業務は、次のとおりとする。

- ① 県及び防災関係機関への被害情報等の報告に関すること。
- ② 被害状況等を踏まえた県への応援の要請に関すること。
- ③ 拠点施設の開設に関すること。
- ④ 活動拠点又は災害現場等への誘導に関すること。
- ⑤ 防災関係機関の部隊の受入れ及び連絡調整体制の構築に関すること。等

イ 町現地災害対策本部

本部の現地機関として、地域における災害応急対策の調整を行う。

受援に関する主な業務は、次のとおりとする。

- ① 現地における災害応急活動の総合調整に関すること。
- ② 拠点施設の運営に関すること。
- ③ 関係市町村と連携した救助・救護活動に関すること。
- ④ 被災地域内の緊急輸送ルートの調整・決定に関すること。等

(2) 町災害対策本部等における受援体制

ア 町災害対策本部における受援体制

(ア) 受援調整グループ

総務・情報対策部総務班（以下「総務班」という。）に各課（局）職員の支援要員で編成する「受援調整グループ」を設置する。

主な業務は、次のとおりとする。

- ① 町災害対策本部の各対策部の支援要請に関する調整に関すること。
 - ② 県、町、防災関係機関等との連絡調整及び情報共有に関すること。
 - ③ 企業、住民等からの支援申出の調整に関すること。
 - ④ 受援状況に関する全体調整及び災害対策本部等への報告に関すること。
 - ⑤ 配分計画の決定に関すること。
 - ⑥ リエゾン等の業務スペースの確保に関すること。
 - ⑦ リエゾン等が宿泊場所を確保できない場合の代替措置に関すること。
- （公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を駐車できる空き地等）等

(イ) 物資輸送グループ

総務班に、各課（局）職員の支援要員で編成する「物資輸送グループ」を設置して、物資の受入れから、受け入れた物資の仕分け、市町村物資拠点への配送までの一連の物流に関する調整を行う。

主な業務は、次のとおりとする。

- ① 一次集積拠点（町物資拠点）の開設に関すること。
- ② 県、市町村、地域との連絡調整に関すること。
- ③ 輸送計画の決定に関すること。
- ④ 輸送経路の状況把握に関すること。
- ⑤ 車両の手配、配送等に関すること。等

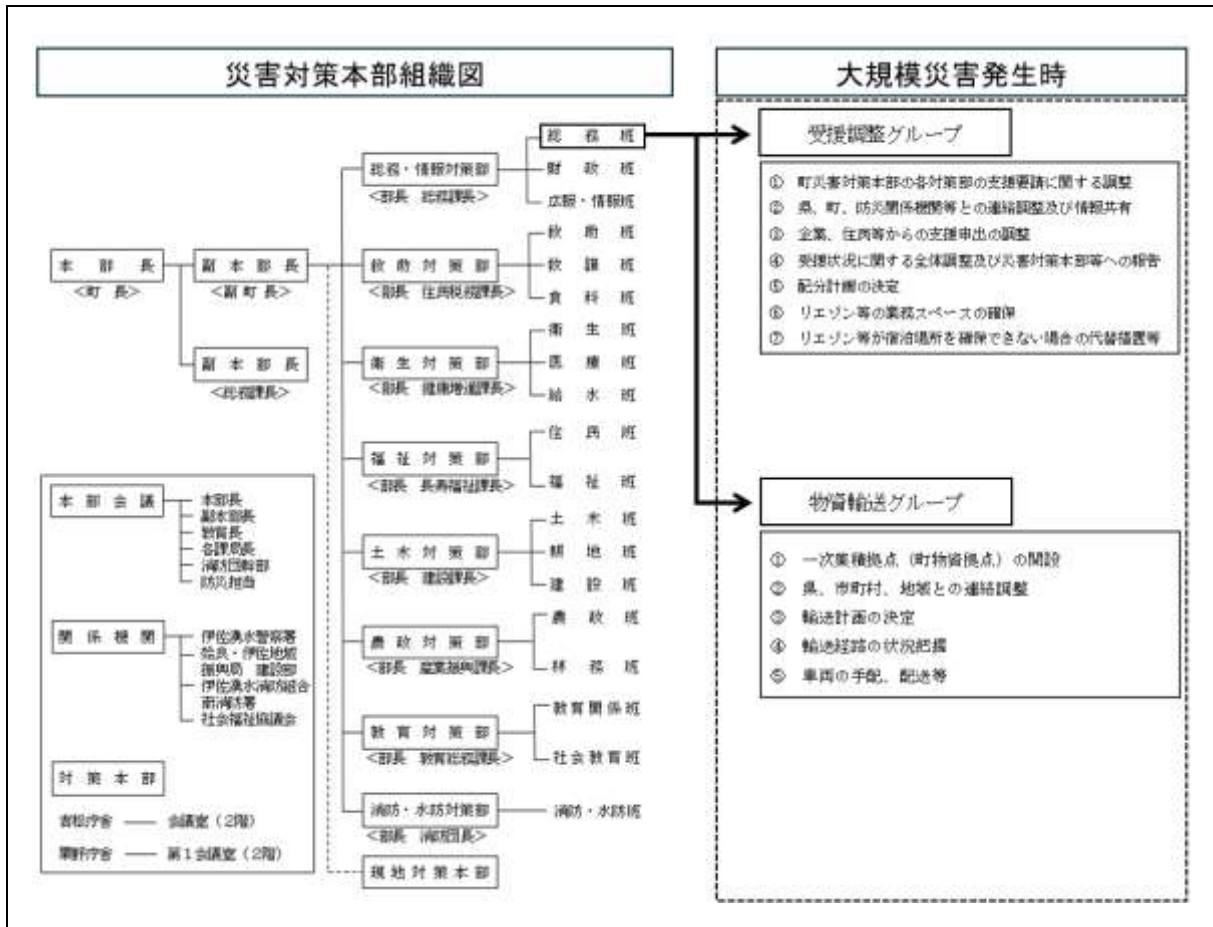
イ 町現地災害対策本部における受援体制

町現地災害対策本部に受援調整担当を置く。

主な業務は、次のとおりとする。

- ① 現地における支援要請に関すること。
- ② 本部拠点の開設・閉鎖に関すること。
- ③ 活動拠点、物資拠点への連絡員の派遣に関すること。等

《町対策本部組織図》



《大規模震災発生時の編成（基本計画）》

概ね、下記を基準に編成し、勤務員は災害の種類や規模等で増減できるものとする。

1 受援調整グループ

(1) 長：副本部長（副班長）

地域総務課長

(2) グループ員：3～5名

- ・ 地域総務課員及び議会事務局員、その他の課局員（支援要員）で編成
- ・ 当初1コGP、じ後2～3コGPで交代勤務

2 物資輸送グループ

(1) 長：副本部長

企画財政課長

(2) グループ員：2～3名

- ・ 総務課員及び企画財政課員、その他の課局員（支援要員）で編成
- ・ 当初1コGP、じ後2～3コGPで交代勤務

第3章 拠点施設

県及び町は、広域応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、予め選定した拠点施設候補地の中から、当該施設及び進入経路の被害状況や施設規模・設備等を勘案し、使用する拠点施設を選定する。

1. 本部拠点

被災地近傍に設置され、県の現地対策本部や町の災害対策本部、リエゾンオフィスとなる拠点である。県の現地対策本部は、各地域振興局・支庁本庁舎に設置されるが災害の状況等により、市町村役場等に設置される場合がある。

町の災害対策本部は、原則、栗野庁舎に設置する。

【始良・伊佐地域関係分】

区分	県（始良・伊佐地域）	町役場に設置される場合
候補地	始良・伊佐地域振興局本庁舎	栗野庁舎 (湧水町木場 222 番地)
予備	始良・伊佐地域振興局霧島庁舎 始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎	吉松庁舎 (湧水町中津川 603 番地)

2. 活動拠点

被災地近傍に設置され、防災関係機関の集結・宿営等に提供する拠点である。

県は、関係市町村や防災関係機関と調整の上、活動拠点を選定する。活動拠点の開設は、原則として警察、消防、自衛隊などの防災関係機関の部隊が行う。

【県計画（大規模災害発生時（県全域））】

区分	施設名	使用区分		
		警察	消防	自衛隊
候補地	湧水町城山グラウンド	○	○	○

【町計画（中～大規模災害発生時（町単独））】

区分	施設名	使用区分					
		警察	消防	自衛隊	D M A T	応援職員	ボランティア
候補地	栗野中央公民館（2F施設）	○		○			
	栗野防災センター（1・2F施設）		○		○		
	栗野庁舎・吉松庁舎（会議室等）					○	
	栗野庁舎・吉松庁舎（別館等）						○
備考	・ 線状降水帯等で、本町周辺で大規模な災害があった場合を想定						

3. 物資拠点（候補地）

被災地近傍に設置され、被災地への支援物資等の受入れ・保管・出荷を行う拠点である。物資拠点は、予め選定した物資拠点候補地の中から選定するが、十分な集積場所を確保できない場合は、民間の倉庫利用を検討する。

【始良・伊佐地域関係分】

区分	県物資拠点	町物資拠点
候補地	霧島市公設地方卸売市場	湧水町栗野体育館（栗野地域）
	大口地方卸売市場	湧水町吉松体育館（吉松地域）

第4章 平素の準備等

湧水町地域防災計画（一般災害対策編）及び鹿児島県災害時受援計画によるほか、下記の重視事項を検討・具体化し、事前の準備を整えるものとする。

この際、検討・具体化した事項は、別に定める手順書等に整理するとともに、訓練を通じた検証や関係機関の体制の変更等に応じて適宜見直すものとする。

1. 町及び防災関係機関が取り組むべき事項

- ・ 受援に関する連絡・要請手順の整備
- ・ 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制の整備
- ・ 応援機関の活動拠点の使用区分等の具体化
- ・ 応援要員の集合・配置体制の具体化
- ・ 資機材等の集積・輸送体制等の検討

2. 応援職員の受入に関する留意事項

- ・ 会議室のレイアウトの設定
- ・ 応援職員等の執務スペースの確認
- ・ 応援職員等の宿泊場所、駐車場として活用可能な施設等のリスト化

余 白